

(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記事	検査執行年月日 及び事務所
令和 6年10月23日から 令和 7年 1月23日まで	第2回 定期検査		令和 7年 1月20日 鳥羽支部 
令和 9年10月23日から 令和10年 4月23日まで	第一種 中間検査		

(2) 無線電信等の施設の免除に関する記事

船舶情報

- ◆ 第1回定期検査 平成31年 1月24日 新造 進水年月 平成31年 1月
- ◆ 施行規則第19条第2項第4号の取替え時に臨時検査を受けることを要しない船外機として、次のものを指定する。
 - (イ) 機関番号1005480の船外機
 - (ロ) 連続最大出力107.40kw (146.0PS) 以上で147.10kw (200.0PS) 以下 (質量255.0kg以下) の船外機であって、予備検査又は検定の合格月 (合格月が表示されていないものにあつては、機構が確認した合格月) から3年6月を超えない期間において使用されるものに限る。